

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律

(平成一八年四月二六日法律第三三号)

一、提案理由(平成一八年三月八日・衆議院経済産業委員会)

二階国務大臣 初めに、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国が得意とするものづくりの競争力の源泉は、鑄造、プレス加工、メッキ等のものづくりの基盤となる技術について、極めて高度な技術力を持った中小企業が存在することにあります。これらの技術力を有する中小企業が消費者のニーズをとらえた大企業等と密接に連携協力して製品開発や生産を行っていることが、今日の我が国産業の発展の源泉であります。

しかし、近年、国際競争が激しくなったこと等に伴い、従来 of 固定的な系列取引が大きく変化し、ものづくり中小企業において、製品開発等における大企業との連携協力の関係が弱まり、目指すべき技術開発の方向性を見定めることが困難となりつつあります。このことが中小企業の経営の課題となっています。こうした中で、今後とも我が国経済が健全に成長発展を続けるためには、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた取り組みを強力に支援し、我が国経済の強みであるものづくりの国際競争力の徹底的な強化と新たな事業の創出を図ることが喫緊の課題であります。

同時に、このような我が国の特色を生かしたものづくりの基盤の強化は、アジア諸国等との適切な国際分業体制を実現し、我が国にふさわしい国際貢献の道を開くことにもつながるものと考えております。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、特定のものづくり基盤技術を指定し、各技術につき、その技術を活用して最終製品を製造する大企業等のニーズを十分に整理し、中小企業が目指すべき研究開発の方向性を取りまとめた指針を策定いたします。

第二に、この指針に基づいて中小企業が作成する研究開発計画を個別に経済産業大臣が認定し、中小企業信用保険法の特例、特許料等の負担軽減措置等の支援措置を講ずることとしております。

……………(略)……………

以上が、これら法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一八年三月二三日)

石田祝稔君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案につきましては、中小企業がものづくり基盤技術の高度化に向けて行う研究開発及びその成果の利用を促進す

るため、経済産業大臣が、中小企業の目指すべき将来ビジョンたる指針を策定するとともに、中小企業がその指針に沿って行う研究開発等について支援を行うとともに、中小企業信用保険法に係る特例等その他所要の措置を講ずるものであります。

……………（略）……………

本委員会においては、去る三月八日三法律案に関し二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案について参考人から意見を聴取するなど、慎重な審査を行い、昨日質疑を終了したものであります。質疑終局後、三法律案につき、それぞれ採決を行った結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年三月二二日）

政府は、本法の施行に当たり、中小企業のものづくり基盤技術の一層の振興を図ることが、我が国製造業の国際競争力の強化や新事業の創出に特に資するものであることに鑑み、その効果的な実施を図るため、次の諸点について適切に措置すべきである。

一 我が国の中小企業のものづくり基盤技術の一層の高度化が図られるよう、関係省庁が密接に連携して、中小企業施策のみならず雇用や産学連携などと一体となった効果的かつ効果的な取り組みに努めること。

また、特に人材育成、取引慣行の改善等中小企業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、ものづくり基盤技術の振興に係る諸施策の効果的な実施に努めること。

二 特定ものづくり基盤技術高度化指針の策定に当たっては、その策定過程等において中小企業者の積極的な参画を図るとともに、その具体的な内容について、わかりやすい表現を用いるなど中小企業者の立場に立った十分な情報提供に万全を期すこと。併せて教育現場に配付するなど当該指針の効果的な普及に努めること。また、特定研究開発等計画の認定に当たっては、可能な限りその基準を明確にするものとし、関連の中小企業者の理解を得るよう努めること。

三 認定計画に係る支援措置の実施に際し、コンソーシアム等の大企業が参画する事業形態を選択した中小企業者については、大企業から不当な取扱いなどを受けることがないように特に留意すること。

また、予算を伴う支援措置が、より多くの中小企業者に等しくその機会が得られるよう留意するとともに、支援措置に係る制度の運営状況等、事後の評価に資する積極的な情報公開を行うこと。

四 中小企業を取り巻く依然として厳しい経済環境を踏まえ、引き続きセーフティーネットの整備に努めることとし、併せて中小企業信用補完制度の見直しや金融機関による不公正な取引の是正を含めた中小企業金融政策に万全を期すこと。

また、地域経済において中小企業が果たしている役割を踏まえ、地域の中小企業の再生に向けた支援の充実を図るとともに、新たな事業の創出や地域経済の活性化等に資する諸施策の総合的な推進に努めること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一八年四月一九日）

加納時男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、三法律案の概要を申し上げます。

まず、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案は、我が国製造業の国際競争力の強化及び新事業の創出を図るため、中小企業が行うものづくり基盤技術の高度化のための研究開発及びその成果の利用を促進しようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、以上の三法律案を一括して議題として審査を行いました。

主な質疑は、特定ものづくり基盤技術の対象となる技術の範囲、国際競争力強化に向けた中小企業ものづくりの対策、指針に基づく研究開発の予算規模の妥当性、特定研究開発等計画の認定申請手続簡素化の必要性、二法案の廃止と国土の均衡ある発展との関係等、広範多岐にわたって行うとともに、中小企業ものづくり法案につきましては、四名の参考人から意見を聴取し、審査を進めてまいりましたが、これらの詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、中小企業ものづくり法案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年四月一八日）

我が国中小製造業の競争力を強化するためには、中小企業のものづくり基盤技術の一層の高度化を図ることが重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 技術力を有する中小企業の製品開発には、最終製品を提供する大企業・発注企業との連携協力が重要であることを踏まえつつ、特定ものづくり基盤技術高度化指針を策定するに当たっては、中小企業者の技術力・意見を十分反映させること。
- 二 中小企業と大学、高等専門学校、公設試験研究機関等との産学連携による研究開発を更に推進するとともに、その技術を中小企業が容易に活用できるよう指導すること。
- 三 中小企業におけるものづくり人材の育成・確保が課題となっている現状にかんがみ、初等中等教育におけるものづくり体験等による次世代のひとづくりの推進、大学、高等専門学校、工業高等学校等による高度な人材の育成については本法の目的を達成するよう、関係省庁が緊密に連携して取り組むこと。
- 四 我が国の産業競争力の源泉である中小企業の研究開発やその技術を活用した事業活

動を促進するため、事業の将来性、技術力を評価した融資制度の拡充、中小企業信用保証制度の充実及び政府系金融機関による低利融資の拡大等金融支援、知的財産保護の強化、取引慣行の改善を図るなど、事業環境の整備に努めること。

右決議する。